

第一章	總則（第一条—第四条）
第二章	國家公務員倫理規程（第五条）
第三章	贈与等の報告及び公開（第六条—第九条）
第四章	國家公務員倫理審査会（第十一条—第三十八条）
第五章	倫理監督官（第三十九条）
第六章	雜則（第四十条—第四十六条）

第一章 緒貝

第一条

により、職務の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(定義) いの去津(第二十一条第一項及び第四十一条第一項を除く。)こと、(一)、「職員」(二)は、国家公務員去(昭和二十二年手去津第二十号)第二条第一項に規定する一般職に属する国家公務員(法)

この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般

給与法第十四条の第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受けける者に限る。)

般職務奉給表 第三級職務の級五級以上の職員

一般職給与法別表第四イ公務員の級六級以上の職員

本
一般職給与法別表第四〇公安職俸給表(二)の職務の級五級以上の職員

一般職給与法別表第五イ海事職俸給表（二）の職務の級五級以上の職員

一 船舶暗締結と洋別表第六の考覈暗締結の職員

ル
般職給与別法表第八回
医療職俸給表
の職務の級六級以上上の職員

ヲ
一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級以上の職員

ワ
一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員

般職給与法別表第十一専門スタッフ職給表の適用を受ける職員

四 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事長

、口 檢察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

ハ 檢察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給用額以上の俸給を受ける副検事
五 由立行政省へ通則去（立成一一年云建萬百三岁）第二表第四項ニ規定二行丁

王立行政法人通則法（平成十九年法律第二百三号）第一条第四項に規定する行政専門法人（以下「行政専門法人」という）の職員であつて、ひとりで当該人を文書等へ去る際に必ず記入するものとし、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとする。

この法律において「指定職」以上の職員とは、次に掲げる職員をいう。

一般職給与法別表第十一に指定職俸給表の適用を受ける職員

二 任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

三 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事長

四 行政執行法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

ロ 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

四 行政執行法人の職員であつて、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職給与法別表第十一「指定職俸給表」の適用を受ける職員

二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

二 檢察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 檢事総長、次長検事及び検事長

ロ 檢察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

三 行政執行法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該行政執行法人の長が定めるもの

五 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

六 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

七 行政執行法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。
(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第三条 職員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。

五 この法律において、「事業者等」とは、法人（法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

六 この法律の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

七 行政執行法人の長は、第二項第五号、第三項第四号又は第四項第三号の規定により当該行政執行法人における本省課長補佐級以上の職員、指定職以上の職員又は本省審議官級以上の職員を定めたときは、その範囲を公表しなければならない。

第四条 内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 国家公務員倫理規程

第五条 内閣は、第三条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。この場合において、国家公務員倫理規程には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接觸その他国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に關し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

二 内閣は、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に際しては、国家公務員倫理審査会の意見を聽かなければならない。

三 各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、内閣法制局長官並びに警察廳長官並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。以下同じ。）は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該各省各庁に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。

四 行政執行法人の長は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、当該行政執行法人の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

五 行政執行法人の長は、前項の規則を定めたときは、これを主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

六 内閣は、国家公務員倫理規程、第三項の訓令及び第四項の規則の制定又は改廃があったときは、これを国会に報告しなければならない。

第三章 贈与等の報告及び公開

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時ににおいて本省課長補佐級以上の職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び行政執行法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となつた事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書（指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（株取引等の報告）

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行つた株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（所得等の報告）

第八条 本省審議官級以上の職員（前年一年間を通じて本省審議官級以上の職員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となつた事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三項に規定する山林所得の金額をいう。）に係る各種所得のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）を除く。）

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。）

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第一条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。）の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となつた事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し（以下「所得等報告書等」という。）の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（報告書の保存及び閲覧）

第九条 第三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長等又はその委任を受けた者において、これらを提出すべき期間の末日の翌日起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。

一 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は搜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

第四章 国家公務員倫理審査会

（設置）

第十条 人事院に、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務及び権限）

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関して、案をそなえて、内閣に意見を申し出ること。

二 この法律又はこの法律に基づく命令（第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。）に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画を行うこと。

四 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画及び調整を行うこと。

五 国家公務員倫理規程の遵守のための体制整備に関する企画及び調整を行うこと。

六 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査を行うこと。

七 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に關し、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をい

う。以下同じ。）に對し、調査を求め、その経過につき報告を求め及び意見を述べ、その行う懲戒処分につき承認をし、並びにその懲戒処分の概要の公表について意見を述べること。

八 国家公務員法第十七条の二の規定により委任を受けた権限により調査を行うこと。

九 任命権者に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう求めること。

十 國家公務員法第八十四条の二の規定により委任を受けた権限により職員を懲戒手続に付し、及び懲戒処分の概要の公表をすること。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律に基づく命令に基づき審査会に属させられた事務及び権限

(職権の行使)

第十二条 審査会の会長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)
第十三条 審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

2 会長及び委員は、非常勤とすることができる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 会長及び委員の任命
(会長及び委員の任期)

会長及び次項に規定する委員以外の委員は、人格が高潔であり、職員の職務に係る倫理の保持に關し公正な判断をすることができ、法律又は社会に關する学識経験を有する者であつて、かつ、職員(検察官を除く)としての前歴を有する者についてはその在職期間が二十年を超えないもののうちから、両議院の同意を得て、内閣が任命する。

2 委員のうち一人は、人事官のうちから、内閣が任命する者をもつて充てる。

3 会長又は前項に規定する委員以外の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣は、第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、会長又は前項に規定する委員以外の委員を任命することができる。

4 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣は、直ちに、その会長又は第二項に規定する委員以外の委員を罷免しなければならない。

(会長及び委員の任期)

第十五条 会長及び委員の任期は、四年とする。

2 人事官としての残任期間が四年に満たない場合における前条第二項に規定する委員の任期は、前項の規定にかかわらず、当該残任期間とする。

3 補欠の会長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長及び委員は、再任されることができる。

5 会長及び委員の任期が満了したときは、当該会長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行ふものとする。

(身分保障)
第十六条 会長又は委員(第十四条第二項に規定する委員を除く。以下この条、次条、第十八条第二項及び第三項並びに第十九条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることができない。

1 破産手続開始の決定を受けたとき。

2 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

3 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)
第十七条 内閣は、会長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その会長又は委員を罷免しなければならない。

(服務)
第十八条 会長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 会長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 常勤の会長及び常勤の委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は内閣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(給与)
第十九条 会長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(会議)
第二十条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、第十三条第四項に規定する委員は、会長とみなす。

(事務局)
第二十一条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

4 審査会の事務に従事する者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査の端緒に係る任命権者の報告)
第二十二条 任命権者は、職員にこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を審査会に報告しなければならない。

(任命権者による調査)

第二十三条 任命権者は、職員にこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関する調査を行おうとするときは、審査会にその旨を通知しなければならない。

2 審査会は、任命権者に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、審査会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第二十四条 審査会は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該行為に関する調査を行おうよう求めることができる。

2 前条第一項及び第三項の規定は、前項の調査について準用する。

(共同調査)

第二十五条 審査会は、第二十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関して、当該任命権者と共同して調査を行うことができる。この場合においては、審査会は、当該任命権者に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

(任命権者による懲戒)

第二十六条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の承認を得なければならない。

(任命権者による懲戒処分の概要の公表)

第二十七条 任命権者は、職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、当該任命権者に対し、当該懲戒処分の概要の公表について意見を述べができる。

(審査会による調査)

第二十八条 審査会は、第二十二条の報告又はその他の方法により職員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、職員の職務に係る倫理の保持に関し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、審査会は、あらかじめ、当該調査の対象となる職員の任命権者の意見を聴かなければならぬ。

2 審査会は、前項の決定をしたときは、同項の任命権者にその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、前項の通知を受けたときは、審査会が行う調査に協力しなければならない。

4 任命権者は、第二項の通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつてゐる職員の職務に係る倫理の保持に關し特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、審査会は、あらかじめ、当該調査の対象となる職員の任命権者の意見を聴かなければならぬ。

(懲戒処分の勧告)

第二十九条 審査会は、前条の調査の結果、任命権者において懲戒処分を行なうことが適當であると思料するときは、任命権者に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、審査会に対し、報告しなければならない。

(審査会による懲戒)

第三十条 審査会は、第二十八条の調査を経て、必要があると認めるときは、当該調査の対象となつてゐる職員を懲戒手続に付することができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第三十一条 審査会は、第二十八条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行つたときは、その旨及びその内容を任命権者に通知するものとする。

(審査会による懲戒処分の概要の公表)

第三十二条 審査会は、第三十条の規定により懲戒処分を行つた場合において、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

(刑事裁判との関係の特例)

第三十三条 この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に係る懲戒手続に関する国家公務員法第八十五条の規定の適用については、同項中「人事院」とあるのは「国家公務員倫理審査会」とする。

(秘密を守る義務の特例)

第三十四条 審査会が行う調査に関する国家公務員法第七百条第四項の規定の適用については、同項中「人事院」とあるのは「国家公務員倫理審査会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」とする。

(関係行政機関に対する協力要求)

第三十五条 審査会は、その所掌する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(人事院規則制定の要求)

第三十六条 審査会は、その所掌する事務について、人事院に対し、案をそなえて、人事院規則の制定を求めることができる。

(人事院の報告聴取等)

第三十七条 人事院は、人事行政の公正の確保のため必要があると認めるときは、審査会に報告を求め、又はこれに対し意見を述べることができる。

(人事院規則への委任)

第三十九條

第三十九条 この章は定めるもののほか審査会に開示必要な事項は人事院規則で定める

第五章

第五章 優理監督官

のための体制の整

第四十条 削除

第四章 背阴

第四十一条 第四章の規定は、行政執行法人の職員（管理又は監督の地位にある者）うち人事院規則で定める官職にあるものを除く。には、適用しない。

2 第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第一条第二号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは、「第三条第一項から第四項まで（職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは、「第十七条（職員の職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。）」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは、「第八十四条第二項（国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関する事務を除く。）」と、「第一百条第四項（第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。）」とする。
（特殊法人等の講ずる施策等）

第四十二条 法律により直接に

ない法人を除く)。独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人であつて行政執行法人以外のものその他これらに準するものとして政令で定める法人のうち、その設立の根柢となる法律又は法人格を付与する法律において、役員、職員その他の当該法人の業務に従事する者を法令により公務に従事する者とみなすこととされ、かつ、政府の出資を受けているもの(以下「特殊

法人等」という。)は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようしなければならない。

各省各府の長は、その所管する特殊法人等に対し、前項の規定により特殊法人等が講ずる施策について、必要な監督を行うことができる。

(地方公共団体等の講ずる施策)

第四十三条 地方公共団体及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人は、この法律の規定に基づく国及び行政執行法人の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

地方公務員の職務に係る権利の保持のため必要な方策を講じ、又、この権利がいかに守られるべきかの法律の所掌

第四十四条 この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に關する内閣總理大臣の所掌する事務は、第四条、第五条第六項、第十四条、第十七条及び第十八条第三項に定める事務に關するものの、

にかく、國家公務員倫理審査並に第四十二条第一項ただし沙の政令に規定するものに限るものとする。前項に定めるものの及びこの法律中の他の機関に行なうこととされるもののほか、この法律に基づく職員の職務に係る倫理の保持に関する事務は、審査会の所掌に属するものとする。

(政令への委任)

第四十五条 この法律に定めるもののほか、この法律（第四章を除く）の実施に関する必要な事項は、審査会の意見を聽いて、政令で定める。

第四十六条 第十八条第一項又は第二十一条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(施行期日) 附則抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四章、第五章、第四十条第二項から第六項まで、第四十一条、附則第五条、附則第六条（国家公務員法第八十二条第一項第一号の改正規定に係る部分を除く。）、附則第七条から第九条まで

及び附則第十二条の規定並びに附則第十一条中「新設主税關署規置法」(昭和二十六年法律第二百九十九号)、本則の改正規定並びに附則第十二条から第六十二条まで及び第二十条から第三十九条までの規定に係る部分に限る。公則の本則の改正規定

二 第二条第一項及び第四項、第八条、第四十条第一項並びに附則第四条の規定 平成十二年一月一日

(経過措置) 第二条 第六条の規定は、二つの法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬につれて適用する。

第三条 第七条の規定は、この法律の施行の日以後に受けた贈与等又は支拂を受けた賄西湖において適用する。

第四条 第八条の規定は、平成十二年分以後の所得及び同年分以後の贈与税に係る贈与について適用する。

第五条 この法律の公布の日から平成十二年三月三十一日までの間における第四十条第三項の規定の適用については、同項中「学長、教員及び助手にあっては国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第七条の三に規定する評議会（評議会を置かない大学にあっては、教授会）をいい、部局長にあっては学長をいう」とあるのは、「教育公務員特例法第九条第一項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第三号の規定により読み替えられたものを含む」とする。

附 則（平成一一年一月二十五日法律第一四一号）抄

（施行期日等）
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1
一 第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第六条第一項並びに第十九条の一第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。）並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定 平成十二年一月一日

附 則（平成一一年二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
（政令への委任）
この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一一年二月二二日法律第二二一〇号）抄

（施行期日）
（政令への委任）
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、政令で定める。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成一一年一月二七日法律第一二五号）抄

（施行期日）
この法律は、商法等改正法の施行の日から施行する。

附 則（平成一三年一月二八日法律第一二九号）抄

（施行期日）
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

1
（罰則の適用に関する経過措置）
この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

2
この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八条第二項、第三十三条第二項及び第三項並びに第三十九条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一七号）抄

（施行期日）
この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

第六条 この法律の施行前に国立大学の教員であった者に係る第四十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十四条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

第六条 （罰則に関する経過措置）
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 （その他の経過措置の政令への委任）
この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

（施行期日）
この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員から引き続いて一般職国家公務員として在職する者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であったこととみなす。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業庁長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各庁の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十二条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。以下この項において「行労法」という。）第二条第二号の職員のうち旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する国家公務員倫理法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する行労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

（罰則に関する経過措置）

第一百七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされるものとされる旧郵便振替法第七十条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第一十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一月七日法律第二一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（贈与等報告書の送付に関する経過措置）

第二十九条 切替日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第三項第一号から第二号まで、第四号及び第五号に掲げる職員に該当しないものが提出した贈与等報告書（切替日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。）に係る同法第六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一月七日法律第一一八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日の属する月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条及び次条から附則第六条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 一部施行日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第二項第四号に掲げる職員に該当しないものが受けた利益又は支払を受けた報酬（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に限る。）に係る同法第六条第一項の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員であつた者で、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条第三項第三号に掲げる職員に該当しないものが提出した贈与等報告書（一部施行日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。）に係る同法第六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月一六日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中「第六章 郵便事業株式会社／ 第一節 設立等（第七十条－第七十二条）／ 第二節 設立に関する郵便事業株式会社等の特例（第七十三条・第七十四条）／ 第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条－第七十八条）／ 第七章 郵便局株式会社／」を「／ 第六章 削除／ 第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百三十一条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号

並びに第百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百一号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日） 附 則 （平成二四年六月二七日法律第四二号） 抄

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令等への委任）
（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第一条第二項第三号に掲げる職員であつた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新国家公務員倫理法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

（附 則） （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定）
（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（处分等の効力）
（施行期日）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（附 則） （平成二七年九月一一日法律第六六号） 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（施行期日）
（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（附 則） （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。

（施行期日）
（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（附 則） （令和三年六月一一日法律第六一号） 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（施行期日）
（罰則の適用に関する経過措置）

第一条 附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六八号）抄

- 1 (施行期日)
この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
公布の日